▶廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

建設泥土の工事内・工事間利用を促進するために

「建設汚泥処理物の

廃棄物該当性の判断指針について」

(環廃産発第 050725002 号 平成 17 年 7 月 25 日)

泥土リサイクル協会の読み方

建設汚泥処理物の取扱いについては、すでに環境省から「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(以下、通知)が示されていますが、その解釈は自治体により異なる場合があることから有用性の判断が難しいとされています。本通知は国民に向けられたものではなく、環境行政を司る環境省が都道府県等の環境主管部署に宛てたもので、法令を運用するうえでの注意点や実際の判断に際するポイントなどが述べられおり、言い換えれば、排出事業者や中間処理業者等の民間業者が「虎の巻」として活用できる有り難いものであることから、本通知を正しく理解することが建設汚泥処理物の有用性の評価に繋がります。

そこで、同通知に基づいた適正管理について、これまでのリサイクル実績や知見を踏まえて泥土リサイクル協会としての考え方を通解として取り纏めました。

<通知の内容>

- 1. 通知の概要
- 2. 第一 建設汚泥処理物の廃棄物該当性判断に係る基本的考え方
- 3. 第二 総合判断に当たっての各種判断要素の基準
- 4. 自ら利用について
- 5. その他の留意事項
- 6. 再生利用形態毎における同通知の考え方

注)本書は建設汚泥をリサイクルする場合における適正管理の考え方を示したものですが、計画、実施に当たっては所轄の環境部局にご相談のうえ、自己責任として実施願います。

▷廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

建設泥土の工事内・工事間利用を促進するために

1 時間でわかる

「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」

- 泥土リサイクル協会による通解 -

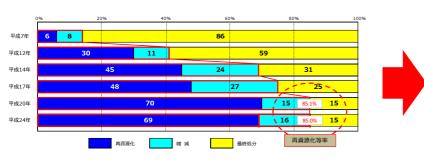
平成 29 年 3 月

 [地方] 平成 17 年 7 月 25 日 [地方] 電場 17 年 7 月 25 日 [雄に] 各都道府県·各政令市廃棄物行政主管部(局)長 [何を] 建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について 本面がは、他なりがなとした「一は水の場所した」ということが、それを必定とことが(他なりからが生き という)を利用するためたり、「経験の月光の影響的が「原薬物」」に終しまった。あるいは「有価物(原薬物に設当しないものをいう)」に該当するかを判断する際の基礎となる指針も示したものである。 (「生物の建設工事に伴って大量に排出される産業廃棄物たる建設汚泥(「建設工事等から の適正処理について」(平成13年6月1日付け環廃産発第276号環境省大臣官房廃棄物・ では、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて 1分場等に持ち込まれる事例が多発している。 建設活泥処理物(※1)については、建設汚泥に人為的に脱水・蘇集園化等の中間処理を加えた。 東茲(打)に心理的(第1)については、建茲(打)にした部門に扱う、機能が比(方の中間が死を加えたものであることから、時間処理の所対しよっては独生等が変すしも一定でな、機能・能肌又は帰籍の恐れがあることに加え、有害物質を含有する場合や、高いアルカリ性を有し周辺水域、影響を与える場合もある等、不要となった際に占有者の自由な場分に任せると不適正に放震等され、生活環境の保証 :上支障が生ずるおそれがある。そのため、建設汚泥処理物であって不要物に該当するものは廃棄す で適切な管理の下におくことが必要である。その一方で、生活環境の保全上支障が生ずるおそれ ては、積極的に推進される必要がある で、循環型社会形成推進のため、また、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改訂)」(平成 3月25日開議決定)を受け、建設汚託処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する の基礎となる指針を以下のとおり示す。 ※1 建設汚泥処理物の例 ・建設汚泥にセメント等の因化剤を混練し、液動性を有する状態で安定化させたもの 建設汚泥を脱水・乾燥させたもの my 本指針が示された背景として、建設汚泥処理物については、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して 法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例が多発していること、また、不要となっ た際に占有者の自由な処分に任せると不適正に放置等され、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあること (20%) 由す物の旧典を成功によりないで加工のおけっては、近の地域の水は、上米がレエトのようにからない。 から、むらかない、最初を開発機能等をもなりを変もから、 そのため、親が月光効性物できって不幸には当するものは条単物として適切を管理の下におくたの必要を をつったす。毛楽園の保全と実践がませるを行わない場合を対象を発して、同時的と関連される 表があることから、福岡型社会形式構造のため、建設や光効性物について、商業物に該当するかどかの利益材料 を示したものである。



建設副産物の健全な再生利用の推進 ~建設汚泥の工事内·工事間利用を促進~

国土交通省:平成24年度建設副産物実態調査結果





建設汚泥再資源化の推移

現場内利用の推移

建設汚泥の再資源化等率は増加傾向にあるが、現場内利用は総発生量の1%を切っている。



<協会の取り組み>

- ▶ 先駆的なリサイクル事例を利用形態毎や泥土区分毎に事例集に取り纏め、ホームページに設けた専用サイトや講演活動で紹介。
- ➢ 会員企業の増加に伴って提案できる技術も増え、多様性のある泥土に対して適応範囲が広がる。
- ▶ 建設汚泥は総合判断説に基づいて適正に処理しなければならないことから、同通知について協会の考え方を通解書に取り纏め、講演、勉強会等にて啓発。
- ▶ 工事内・工事間利用を計画あるいは実施しようとする排出事業者に対するチェックリストを作成し、適正度を 知る判断材料を提供。

これらの取り組みにより、建設汚泥が大量に排出される工事において工事内利用が実施された。









排泥処理量 250,000m³

排泥処理量 35,000m3

排泥処理量 100,000m³

排泥処理量 100,000m³

将来に向けて ~最終処分量ゼロを目指して~

8.000.0 最終処分量ゼロ 7,000.0 最終処分, 984.0 現場内減量化, 現場内減量化, 6.000.0 760.5 量化(縮減) 署化(縮減) 5.000.0 1.067.3 4,000.0 3,000.0 再資源化, 4,520.8 再資源化, 4,520.8 2.000.0 1,000.0 0.0 現状再資源化等 将来再資源化等

◆ 卒廃棄物で忌避感の払拭

建設汚泥処理土は、処理が計画的であり、環境安全性が担保され、取引価値に客観的合理性がある材料です。もはやそれは廃棄物ではなく性能品質を満足した製品です。





◆ リサイクル資材の優先活用

対象工事において建設発生土ならびに購入土等にて、埋戻し及び 盛土等の土工事がある場合は、建設汚泥処理土を積極的に活用 (自ら利用) しましょう。

資源循環型社会を創造。





